

## 平成28年度第3回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成29年2月9日（木） 13:30～14:00

2 場 所 道庁別館9階 第1研修室

3 委員定数 15名

4 出席委員 14名

佐藤有会長、大西正宏委員、大西修夫委員、佐藤みゆき委員、  
須藤美紀子委員、守本朝美委員、布川耕吉委員、  
黒坂由紀子委員、小泉佳子委員、浅井卓委員、齊藤茂子委員、  
本間裕邦委員、苫米地司委員、林光彦委員

5 傍聴者 2名

### 6 議 題

#### (1) 諮問事項の審議

私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について (1件)

広域の通信制の課程に係る学則変更認可について (1件)

私立幼稚園の収容定員に係る学則（定員増）変更認可について (2件)

私立幼稚園の収容定員に係る学則（定員減）変更認可について (1件)

私立幼稚園の廃止認可について (13件)

#### (2) 報告事項

専修学校の現地調査結果について

#### (3) その他

### 7 議事の経過及びその結果

佐藤会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言後、佐藤みゆき委員、林光彦委員を議事録署名人に指名した。

審議に先立って、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明するとともに、その後、諮問事項の審議に入った。（資料2）

議事の経過及び結果は次のとおりである。

#### (1) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

函館大学付属柏稜高等学校の収容定員に係る学則変更認可（諮問番号第1597号

(1)）について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

#### 【事務局説明】

資料の1ページをご覧ください。

本件は、学校法人野又学園が設置している「函館大学付属柏稜高等学校」の収容定員の変更に係る学則変更認可申請でございます。

今日の少子化の進行、中卒者の減少に伴う、入学志願者の減少に対応するため、収容定員を減ずるもので、変更の時期は平成29年4月1日を予定しております。

収容定員の変更内容ですが、現在、同校では、普通科定員150人と商業科定員70人を設置しておりますが、今回は、商業科の収容定員を変更するもので、1学年70人の

収容定員を10人減じ、60人とし、3学年合計では210人の収容定員を30人減じて、180人とするものです。

設置基準上の支障は特にありません。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 広域の通信制の課程に係る学則変更認可について

星槎国際高等学校の面接指導等施設の追加等に係る学則変更認可(諮問番号第1597号(2))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の2ページをご覧ください。

本件は、学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校が、生徒の学習環境の充実等を図るため、学習センター等の面接指導等実施施設の追加、削除及びその他学則変更を行おうとするものです。

変更の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

星槎国際高等学校は、特別な支援を要する生徒、例えば学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症などを有する生徒や、これらに起因する不登校の生徒の受け入れを目的として設置された通信制高等学校です。

通信制課程における学習は、教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導、いわゆるスクーリングへの参加、及び試験により、所定の単位が認定されると卒業が認められるものです。

文部科学省令の「高等学校通信教育規程」第11条により、面接指導等の教育は、芦別市にあります本校のほか、協力校という位置づけで、他の高等学校で行うことも可能であるほか、さらに「他の学校等」として、大学、短大、専修学校のほか、指定技能教育施設など、学校に準じた施設を利用することも認めております。

それでは、具体的な変更内容についてご説明いたしますので、資料の項目7番目「変更の内容」をご覧ください。

まず、学習センターの追加、移転です。

星槎国際高等学校は、広域の通信制高等学校であり、全国で教育活動を行っており、札幌市をはじめ、宮城県、福島県、東京都など、14都道府県に19の学習センターを設置しております。

学習センターでは、スクーリングや試験のほか、生徒の個別の状況に応じた補習授業や教育相談、生徒指導を行っております。

まず、「(1) 学習センターの追加」についてでございますが、札幌市内には、札幌市厚別区に札幌学習センターがありますが、精神疾患等のため集団での学習が困難な生徒が多く在籍していることから、そういった生徒向けに、小集団での学習を行うため、札幌北学習センターを新たに設けるものです。

次に、帯広学習センターの設置についてですが、帯広市に住む生徒は100人程度おり、現在は芦別の本校においてスクーリングや試験を受けておりますが、移動による負担が大きいいため、地元でスクーリング等を受けられるよう、帯広に学習センターを設置するためです。

次に、福岡中央学習センター第2校舎については、現在施設の定員が122人ですが、通学環境が良く、今後も生徒数の増加により、施設の定員を超過することが見込まれるため、近隣に第2校舎を設置するものです。

次に(2) 学習センターの移転についてですが、広島学習センターは、現在、広島市中区にありますが、老朽化が進んでいるため、広島市西区の新校舎に移転するもので、現在の学

習センターから徒歩で15分ほどのところに位置しております。

これら施設に関しましては、書類確認の上、周辺環境や施設設備について現地調査を行いました。特に支障はございませんでした。

次に、「(3) 面接指導及び試験を行うことのできる施設の追加・削除」です。

星槎国際高等学校では、先ほどの学習センターのほか、本校や学習センターへの通学が困難な、あるいは大きな負担となっている生徒のため、協力校、専修学校、指定技能教育施設においてスクーリングを実施しております。

今回、生徒の負担軽減のため、新たに専修学校及び指定技能教育施設を追加、もしくは削除するものです。

専修学校につきましては、旭川市にあります旭川理容美容専門学校、東京都新宿区にあります早稲田外語専門学校、岡山県岡山市にあります旭川荘厚生専門学院、福岡県北九州市にあります専門学校九州テクノカレッジの計4校を、新たに面接指導等ができる施設として追加するものです。

次に、指定技能教育施設についてですが、3ページの別表にありますとおり、現在の7施設を、34施設とするものです。

「指定技能教育施設」とは、都道府県教育委員会が指定する教育施設で、学校教育法第55条の規定により、高校の定時制や通信制課程に在籍する生徒は、指定技能教育施設で受講した職業に関する科目、例えば家庭、農業、工業、商業、看護、水産といった科目について、高校の単位としても認定できるという制度になっております。

別表にあります指定技能教育施設とは、既に専門科目で連携しておりますが、生徒の利便性向上のため、当該施設においてもスクーリング等を行えるようにするものです。

なお、現在学則に記載されている札幌自由が丘学園高等部については、平成21年4月に開校した札幌自由が丘学園三和高等学校に生徒が全員転校しており、星槎国際高等学校の生徒がいないこと、また、NODA レーシングアカデミーについては、栃木県から岡山県に移転し、県教委の指定技能教育施設の指定が外れたことから、学則から削除するものです。

専修学校は所在都道府県の知事が、指定技能教育施設については所在府県の教育委員会教育長が認可した施設であること、また、関係書類の確認を行った結果、周辺環境、施設設備等について支障がないことを確認しております。

次にその他学則の変更ですが、資料下段の新旧対照表をご覧ください。

まず、学則第7条では専攻科の介護福祉コースですが、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士の受験資格の特例制度で、通信制高等学校専攻科修了者が受験資格の対象外となったことから、廃止とするものです。

次に学則第12条入学時の時期ですが、これまでは4月と10月の2回としておりましたが、国立教育政策研究所の調べでは、公立高校の中途退学者のピークは、6月、10月、3月と年に3回あることから、その中途退学した生徒が、なるべく間隔が空かずに進路選択できるよう、入学の時期を学期に合わせ、4月、7月、10月、1月の年4回とするものです。

次に学則20条生徒の休学についてですが、これまでは休学期間に上限は定めていないため、在籍するものの、修学の実態のない生徒が多数おりましたが、そういった生徒の把握が困難なため、休学期間を最長2年といたしました。

なお、2年を超過した生徒に関しては、一旦退学することとなりますが、復学の意思を示した場合には、復学させるとのことで、その際に、新たに入学金は発生しないとのことです。

次に第23条についてですが、通信制課程では、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その教科・科目の面接指導の時間数の一部を免除することができることとされており、星槎国際高等学校では、インターネットを使用した双方向の授業を導入し、面接指導の時数を一部免除しようとするものです。

最後に、教育課程表の欄外の解説において、履修の方法を記載しておりますが、その文言を整理するもので、指定技能教育施設と星槎国際高等学校の両方に在籍する生徒は、職業に関する科目について単位互換ができますが、その旨を明記するものです。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について

元野幌めぐみ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1597号(3))から広島幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1597号(5))について、資料に基づき、事務局から一括して説明した。

【事務局説明】

資料の4ページをご覧ください。

始めに定員増の案件、諮問番号第1597号(3)と(4)について説明させていただきます。

江別市に所在します「学校法人二番通福音学園」が設置する「元野幌めぐみ幼稚園」、同じく江別市に所在します「学校法人野幌キリスト教学園」が設置する「のっぽろ幼稚園」について収容定員を増やしたい旨の申請がございました。

定員変更の理由は、両園とも、地域における就園希望幼児数の増加に対応するため、ということです。

変更内容につきましては、元野幌めぐみ幼稚園が現行140名を10名増やし150名に、のっぽろ幼稚園が現行180名を20名増やし200名とするものでございます。

なお、両園とも、教職員、施設の整備状況につきましては、定員を増やした場合においても、幼稚園設置基準を満たしているところでございます。

変更時期につきましては、平成29年4月1日となっております。

続きまして、諮問番号第1597号(5)の定員の減について、ご説明いたします。

北広島市に所在します「学校法人北広島竜谷学園」が設置する「広島幼稚園」について、地域における就園園児数が減少しているために園則変更をしたい旨の申請があったものです。

変更内容は、現行定員160名を25名減じ135名とするものです。

なお、今回の定員減に対する地域への影響についてであります。今年度の北広島市内の私立幼稚園の状況を見ますと、総定員1,090人に対し、就園人数は789人と園児の収容に対して余裕があることから影響はないものと判断しております。

変更時期につきましては、平成29年4月1日となっております。

【審議、質疑応答】

○会長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員 幼稚園の定員増を行う幼稚園が2園あるが、定員を減らす園もある中で、定員を増やす理由はなにか。

○事務局 今回、定員増を行う2園とも、江別市野幌に所在しており、野幌地区の園児数が多いことによる地域的な状況と考えています。

(他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立幼稚園の廃止認可について

札幌大谷幼稚園の廃止認可(諮問番号第1597号(6))から本別カトリック幼稚園

の廃止認可（諮問番号第1597号(18)）まで、資料に基づき、事務局から一括して説明した。

#### 【事務局説明】

資料5ページから8ページまでの、幼稚園の廃止認可に関する諮問案件13件について、ご説明いたします。

諮問番号第1597号(6)から(18)までの全幼稚園は、平成29年4月1日から幼保連携型認定こども園へ移行することとしております。

子ども・子育て支援新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合は、認定こども園法に基づく設置認可を受けるとともに、学校法人法第4条第1項に基づく幼稚園の廃止の認可を受ける必要となるため、今回、各法人から申請があったものです。

申請のあった幼稚園につきましては資料のとおりです。

諮問番号1597(9)の北郷あゆみ幼稚園についてですが、他の幼稚園は現在運営しておりますが、この幼稚園は休園中であり、老朽化した園舎の建て替えなどを休園中に行い、来年度から幼保連携型認定こども園として再開する幼稚園となっております。

北郷あゆみ幼稚園以外は、現在の幼稚園から移行いたしますので、在園児、教職員、指導要録等、そのまま認定こども園に引き継がれます。

なお、幼保連携型認定こども園の設置の認可につきましては、道と政令指定都市・中核市で行うことになっており、札幌市、函館市に所在する幼稚園は市から、それ以外の市町村に所在する幼稚園は、道の所管である保健福祉部子ども未来推進局、各振興局の社会福祉課において認可することとなっているところです。

廃止の時期ですが、本年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行する予定から、前日であります平成29年3月31日となっております。

なお、幼稚園の廃止認可にあたりまして、学事課により廃止認可と認められた場合に、仮に、認定こども園の設置認可がされなければ、認可された幼稚園が無くなってしまいう状況になることから、資料の10番にありますように、認可の条件として「幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること」を条件として付して認可をする予定としております。

なお、本日時点で、市や保健福祉部から認可基準の不備などで設置が認めない園はないと伺っております。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

## 8 報告事項

平成28年11月16日開催の平成28年度第2回私立学校審議会において諮問した、「三草会札幌看護専門学校を設置認可」及び「帯広コア専門学校の目的変更認可」に係る校舎等の整備状況について事務局から報告した。

## 9 閉会

以上をもって、平成28年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。